

低未利用土地等確認書交付に係る提出書類一覧

R5.1.30作成

提出目的	提出書類	注意事項等	チェック	
低未利用土地等であることの確認	1.別記様式①-1(低未利用土地等確認申請書)	・確認書の部分は記入しないこと		
	2.売買契約書の写し	・申請者が契約者であること ・契約日が確認できること		
	3.以下の(1)～(5)のいずれかの書類			
	(1)下野市が運営する空き家バンクへの登録が確認できる書類			
	(2)宅地建物取引業者が、現況更地・空き家・空き店舗である旨を表示した広告(チラシ、看板、HP等)	・宅地建物取引業者による広告であること		
	(3)電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類	・使用中止日が売買契約よりも1か月以上前であること ・支払い証明書、料金請求書、領収書、お客様情報の開示請求に対する回答書、通帳の写し又はクレジットカードの利用明細(最終の料金引き落とし日が分かるもの)等		
(4)別記様式①-2(宅地建物取引業者が低未利用土地等であったことを証したもの) ※(1)～(3)のいずれの書類も提出できない場合に限る	・別記様式①-2により宅地建物取引業者が低未利用土地等であることを証すること			
(5)市担当者による現地調査やヒアリング ※(1)～(4)のいずれの書類も提出できない場合に限る	・現地調査により時間がかかる場合あり			
譲渡後の利用についての確認	4.以下の(1)～(3)のいずれかの書類			
	(1)別記様式②-1(宅地建物取引業者の仲介により譲渡した場合)			
	(2)別記様式②-2(宅地建物取引業者を介さず譲渡した場合)			
その他の要件の確認	(3)別記様式③(宅地建物取引業者が譲渡後の利用について確認した場合) ※(1)～(2)のいずれの書類も提出できない場合に限る			
	5.土地等に係る登記事項証明書	・売買契約のあった年の1月1日において、申請に係る土地等の所有期間が5年を超えることを確認		